

【表紙】

【提出書類】	意見表明報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年 2月12日
【報告者の名称】	日本伸銅株式会社
【報告者の所在地】	大阪府堺市堺区匠町20番地 1
【最寄りの連絡場所】	大阪府堺市堺区匠町20番地 1
【電話番号】	堺 (072)229-0346(代)
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長 谷口 庸三郎
【縦覧に供する場所】	日本伸銅株式会社 東京支店 (東京都墨田区錦糸 1丁目2番地1号 アルカセントラル5階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「当社」とは、日本伸銅株式会社をいいます。
- (注2) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社C Kサンエツをいいます。
- (注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しない場合があります。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注6) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注7) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注8) 本書中の記載において、「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

1【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】

名称 株式会社C Kサンエツ
所在地 富山県高岡市守護町二丁目12番1号

2【公開買付者が買付け等を行う株券等の種類】

普通株式

3【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成27年2月10日開催の取締役会において、公開買付者による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について、下記に記載の根拠及び理由に基づき賛同するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、当社の株主の皆様のご判断に委ねることを決議致しました。なお、上記取締役会決議は、下記「(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の中の「当社における利害関係を有しない取締役及び監査役全員による承認」に記載された方法により決議されております。

また、当社は、上記当社の取締役会において、当社が平成18年1月16日に開催した取締役会において導入し、平成26年6月27日に開催した取締役会において更新した「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下「本買収防衛策」といいます。）について、本公開買付けが本買収防衛策に規定する大規模買付行為には該当しないことを承認する旨も、併せて決議致しました。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

本公開買付けの概要

公開買付者は、平成18年10月頃から純投資を目的として市場内取引による取得を継続的に実施してきた結果、本書提出日現在、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第二部に上場している当社株式3,833,000株（所有割合16.23%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、比率の計算において、他の取扱いを定めていない限り同じ））を所有することとなり、平成26年6月27日開催の当社の株主総会並びにその後の取締役会及び監査役会において、公開買付者グループ出身者が当社の代表取締役社長、取締役、常勤監査役に選任されたことに伴い、当社を持分法適用関連会社としておりますが、この度、当社を公開買付者の連結子会社化による事業上の提携関係の強化、ひいては、両社の企業価値のより一層の向上を目的として、公開買付者は、平成27年2月10日開催の取締役会において、本公開買付けを実施することを決議したとのことです。

（注） 所有割合とは、当社が平成27年2月10日付で提出した「平成27年3月期第3四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「当社第3四半期決算短信」といいます。）に記載された平成26年12月31日現在の当社の発行済株式総数（23,700,000株）から当社第3四半期決算短信に記載された平成26年12月31日現在当社が所有する自己株式数89,674株を除いた株式数（23,610,326株）に占める割合をいいます。以下同じです。

公開買付者は、本公開買付け成立後も引き続き当社株式の上場を維持しながら資本関係を出来る限り強化する方針であることから、買付予定数の上限を7,996,000株（所有割合33.87%。なお、かかる場合において本公開買付けにより当該7,996,000株の買付け等を行った後に公開買付者が所有することになる当社株式の数は11,829,000株（所有割合50.10%））と設定しているとのことです。従って、本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の上限（7,996,000株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わず、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行うとのことです。他方、買付予定数の下限は設定しておりませんので、応募株券等の総数が買付予定数の上限（7,996,000株）以下の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行うとのことです。また、公開買付者が買付予定数の上限まで当社株式を買付けた場合には、公開買付者は、当社の支配株主に該当することとなります。

本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

公開買付者は、株式会社名古屋証券取引所市場第二部に上場し、サンエツ金属株式会社（以下「サンエツ金属」といいます。）、シーケー金属株式会社（以下「シーケー金属」といいます。）を中核として、事業会社10社を子会社化している持株会社であります。公開買付者グループ（本書提出日現在、公開買付者及びその子会社10社、並びに関連会社1社から成ります。以下同じです。）は伸銅、精密部品、配管・鍍金及びこれに付帯する事業を行っております。公開買付者グループの中核であるサンエツ金属は、素材のサプライヤーであると同時に黄銅製品のサプライヤーでもあり、中国においても日本製黄銅製品のトップブランドとして確固たる地位を築く、日本最大の黄銅棒、黄銅線メーカーであります。また、同じく公開買付者グループの中核である

シーケー金属は、地球環境に配慮した配管機器をC Kブランドで提供するユニークな企業であると同時に、世界で初めて環境対応を実現した溶融亜鉛鍍金の加工メーカーであります。

一方、当社は、昭和13年4月に創業者である吉田久博氏により伸銅品の生産販売を目的として設立され、それ以来、積極的な設備投資及び技術力の向上に努めることで、黄銅棒メーカーとしての信用を築き上げ、現在は電子素材のコネクター線や環境対応製品の開発など需要家のニーズに積極的に応えております。

公開買付者は、平成18年10月頃から純投資を目的として市場内取引による取得を継続的に実施してきました。当社及び公開買付者グループの中核であるサンエツ金属は、伸銅事業の相互発展を目指し、平成26年1月頃より協議を重ねた結果、平成26年4月1日付で、生産、開発、管理面での両社の経営資源の有効活用と両社が培ってきたノウハウの融合による相乗効果の創出を図り、伸銅事業の競争力強化と企業価値の向上を目的として、伸銅事業に関する業務提携契約（以下「本業務提携契約」といいます。）を締結するに至りました。そして、本業務提携契約に基づき、公開買付者及びサンエツ金属の取締役を兼任する1名並びにサンエツ金属の取締役2名が、公開買付者及びサンエツ金属の取締役を辞任した上で、平成26年6月27日開催の当社の株主総会並びにその後の取締役会及び監査役会において、それぞれ、当社の代表取締役社長、取締役、常勤監査役に選任されました。なお、これにより公開買付者は当社を持分法適用関連会社とするに至りました。

さらに、当社及び公開買付者グループにおいては、平成26年4月以降も、本業務提携契約等に基づき、事業上の協力関係を構築し、相互に補完して事業を進めて参りました。しかしながら、当社及び公開買付者グループを取り巻く事業環境は益々厳しさを増しており、規模の拡大を求めた伸銅事業の業界再編の機運も高まっていることから、当社及び公開買付者グループは、双方の経営基盤、事業ノウハウ、経営資源等を融合し、その有効活用を加速させることにより、企業価値のさらなる向上に資するための施策を早期に実施することが急務であるとの認識で一致するに至りました。

そこで、当社及び公開買付者グループは、さらに当社及び公開買付者グループの事業の根幹を成す経営基盤、事業ノウハウ、経営資源等を相互に提供・活用することを目的として、平成26年11月頃より当社及び公開買付者で今後の方針に関する検討を開始し、その後協議を進めて参りましたが、その結果、当社及び公開買付者グループが同一グループとなり、より強固な資本関係のもとで協力しながら迅速な事業推進に努めることが、当社及び公開買付者の企業価値の向上に繋がるとの共通認識に至りました。

なお、当社及び公開買付者は、事業シナジーを実現させ、より一層の企業価値向上を図るための具体的な施策として、以下のものが考えられると判断しております。

・製品の相互OEM供給

当社及び公開買付者グループは、双方が多種にわたる製品を製造しておりますが、相互の製造ラインを共同で管理・融通することにより、当社及び公開買付者グループともに、これまで以上に商品ラインナップの拡充を図ることができます。また、既に一方が開発している製品に関しては、新規開発コストが不要になるため、開発コストの削減も期待できます。

・製品・原料等の共同購買、共同物流

当社及び公開買付者グループで、現在同一の仕入先から製品・原料等を購買しているものについては、共同購買することで規模のメリットを活かし、調達する製品・原料等のコストを低減させることが期待できます。また、共同物流による物流の最適化、配送ロットの大型化や物流システムの統合により、物流に関するコストを削減することが期待できます。

・人材交流

当社及び公開買付者グループが、より積極的に人材の相互派遣を行うことにより、技術力・品質の向上を図るとともに、人員を融通することで過不足を最適化することが期待できます。

以上のように、平成26年12月頃には、当社の従業員の自覚・志気や社会的信用度を維持しつつ、当社と公開買付者との間の提携関係を強化し、双方がお互いの事業の根幹を成す経営基盤、事業ノウハウ、経営資源等を相互に提供・活用することにより、当社と公開買付者の企業価値の一層の向上を図るためには、公開買付者が当社を連結子会社化することが望ましいとの判断に至りました。当社としてはこれまで以上に公開買付者の経営資源を活用することで経営基盤を強化できること、上場を維持することにより機動的な資金調達と社会的信用力を維持することが可能となり、ステークホルダーの皆様に対して当社の企業価値向上のメリットを享受いただけると判断致しました。

本公開買付け成立後の経営方針につきましては、公開買付者は、当社の現在の事業戦略を引き続き継続するとともに、当社との連携をさらに深め、両社の企業価値向上に資する施策を協力して推進することを想定しているとのことです。

公開買付者は、当社が今後も継続して発展していくためには、当社独自の企業文化、経営の自主性などを保持しつつ、新たな課題に取り組んでいくことが重要であると認識しており、本公開買付け成立後も、現在の経営陣及び従業員には、引き続き事業運営の中核として事業の発展に尽力することを要望しております。従って、現時点では、当社の役員構成等のガバナンス体制の変更は予定していないとのことです。

また、当社は、下記「(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、平成27年2月9日に当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関である山田FAS株式会社(以下「山田FAS」といいます。)から当社の株式価値に関する算定書を取得し、当社及び公開買付者から独立した桃尾・松尾・難波法律事務所から、本公開買付けに関する法的助言を受け、本公開買付けにおける買付等の価格(以下「本買付価格」といいます。)を含む本公開買付けの諸条件を慎重に協議・検討した結果、本公開買付けが当社の企業価値の向上及び株主共同の利益の観点から有益であり、本買付価格は、平成27年2月9日に山田FASより取得した株式価値算定書に示された評価額のレンジの範囲内に含まれていることから妥当で、少数株主の利益保護に十分留意されており、当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断しました。

以上から、当社は、平成27年2月10日開催の取締役会において、当社の取締役3名全員が出席し、出席した取締役の全員一致により、公開買付者による当社の連結子会社化による事業上の提携関係の強化、ひいては、両社の企業価値のより一層の向上を目的として、本公開買付けの実施に賛同する旨の意見を表明することを決議致しました。

また、当社取締役会は、上記のとおり、本買付価格に関しては山田FASより取得した株式価値算定書に示された評価額のレンジの範囲内に含まれていることから妥当であると考えられるものの、本公開買付けは上場廃止を目的としたものではなく、本公開買付け後も引き続き当社株式を東京証券取引所市場第二部において売却する機会が維持されることから、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、当社の株主の皆様のご判断に委ねることも、併せて決議致しました。加えて、当社は、上記当社の取締役会において、本買収防衛策について、本公開買付けが本買収防衛策に規定する大規模買付行為には該当しないことを承認する旨も、併せて決議致しました。

なお、上記当社の取締役会には、当社の監査役3名(うち社外監査役2名)全員が出席し、当社の取締役会が上記意見を表明すること、及び、本買収防衛策について、本公開買付けが本買収防衛策に規定する大規模買付行為には該当しないことを承認する旨を決議することに異議がない旨の意見を表明致しました。

(3) 算定に関する事項

当社は、本買付価格の適正性を判断するにあたり、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関である山田FASに対し、当社株式の株式価値の算定を依頼しました(なお、山田FASは、当社及び公開買付者の関連当事者に該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。)

山田FASは、当社株式の株式価値の算定にあたり、当社が継続企業であるとの前提の下、当社株式の株式価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、市場株価法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)の各手法を用いて、当社株式の株式価値の算定を行い、当社は、山田FASから平成27年2月9日に株式価値算定書を取得致しました。なお、当社は、山田FASから本買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

上記各手法において算定された当社株式の1株当たりの株式価値の範囲は、それぞれ以下のとおりです。

市場株価法：114円から126円

DCF法：93円から133円

市場株価法では、平成27年2月6日を算定基準日として、当社株式の東京証券取引所市場第二部における基準日終値114円、直近1ヶ月間の終値単純平均値116円(小数点以下四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じです。)、直近3ヶ月間の終値単純平均値118円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値126円を基に、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を114円から126円までと分析しています。

DCF法では、当社の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、平成27年3月期第3四半期以降に当社が創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を93円から133円までと分析しています。なお、DCF法による分析に用いた当社の業績見込において大幅な増益が見込まれている事業年度が含まれており、具体的には、平成27年3月期の通期連結営業利益予想はマイナス30百万円ですが、平成28年3月期において、製品歩留まりの改善による生産性の向上、サンエツ金属との相互OEM供給の推進により、連結営業利益はプラスになることが見込まれております。

(4) 上場廃止となる見込み及びその事由

本書提出日現在、当社株式は東京証券取引所市場第二部に上場しておりますが、本公開買付けは当社株式の上場廃止を企図するものではなく、公開買付者は本公開買付けにより、最大でも所有割合50.10%に相当する当社株式(11,829,000株)を所有することを企図し、買付予定数の上限を7,996,000株(所有割合33.87%)として設定していることから、当社株式は、本公開買付け後も引き続き東京証券取引所市場第二部の上場が維持される予定です。

(5) いわゆる二段階買収に関する事項

公開買付者は、当社を連結子会社化することを目的として本公開買付けを実施するため、本公開買付けによってその目的を達成した場合、公開買付者は当社の支配株主に該当することとなりますが、現時点では、本公開買付け後に当社の株券等を追加で取得することは予定していないとのことです。他方、本公開買付けによって連結子会社化の目的を達成するに至らない場合には、連結子会社化の是非を含め、その対応方針について当社と協議する予定ですが、現時点では、具体的な対応方針は未定であり、本公開買付け後に当社の株券等を追加で取得する予定はないとのことです。

(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

本書提出日現在において、当社は公開買付者の子会社ではありませんが、公開買付者が当社株式3,833,000株(所有割合16.23%)を所有し、当社を持分法適用会社としている状況を考慮し、公開買付者及び当社は、本公開買付けの公正性を担保する観点から、それぞれ以下のような措置を実施致しました。

なお、公開買付者は、当社の本公開買付けに関する取締役会決議等の意思決定プロセスに関与しておりません。

公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本買付価格の決定にあたり、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関として公開買付者のフィナンシャル・アドバイザーである野村證券株式会社(以下「野村證券」といいます。)に対し、当社株式の価値算定を依頼したとのことです。なお、野村證券は当社及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有していないとのことです。

野村證券は、市場株価平均法及びDCF法の各手法を用いて、当社株式の価値算定を行い、公開買付者は野村證券から平成27年2月9日に当社株式の株式価値に関する株式価値算定書(以下「本株式価値算定書」といいます。)を取得したとのことです。なお、公開買付者は、野村證券から、本買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

上記各手法において算定された当社株式の1株当たりの株式価値の範囲は、それぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価平均法：114円～126円

DCF法：48円～139円

市場株価平均法では、平成27年2月6日を基準日として、東京証券取引所市場第二部における当社株式の基準日終値114円、直近5営業日の終値単純平均値114円(小数点以下四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じです。)、直近1ヶ月間の終値単純平均値116円、直近3ヶ月間の終値単純平均値118円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値126円を基に、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を114円から126円までと分析しているとのことです。

DCF法では、公開買付者が確認した事業計画、直近までの業績の動向、当社への事業計画インタビュー、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成27年3月期第3四半期以降の当社の将来の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を分析し、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を48円から139円までと分析しているとのことです。

なお、DCF法の前提とした当社の事業計画には、対前年度比較において大幅な増益となる事業年度が含まれているとのことです。具体的には、平成27年3月期の通期連結営業利益予想はマイナス30万円ですが、平成28年3月期において、製品歩留まりの改善による生産性の向上、サンエツ金属との相互OEM供給の推進により、連結営業利益はプラスになることが見込まれているとのことです。

公開買付者は、野村證券から平成27年2月9日に取得した本株式価値算定書記載の各手法の算定結果を参考にしつつ、公開買付者において実施した当社に対する買収監査(デュー・ディリジェンス)の結果、当社の取締役会による本公開買付けへの賛同の有無、当社株式の直近1ヶ月間の市場株価の動向、丸紅株式会社(以下「丸紅」といいます。)との協議・交渉の結果(後記「4. 公開買付者と当社株主・取締役等との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください)及び本公開買付けに対する応募株券等の数の見通し等を総合的に勘案し、当社との協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に平成27年2月10日開催の公開買付者取締役会において、本買付価格を1株当たり120円とすることを決定したとのことです。

なお、本買付価格120円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成27年2月9日の東京証券取引所市場第二部における当社株式の終値114円に対して5.26%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対するプレミアム及びディスカウントの数値（%）について同じです。）のプレミアムを加えた価格、平成27年2月9日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値115円に対して4.35%のプレミアムを加えた価格、同過去3ヶ月間の終値単純平均値118円に対して1.69%のプレミアムを加えた価格、同過去6ヶ月間の終値単純平均値125円に対して4.00%のディスカウントをした価格となります。

当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

上記「(3) 算定に関する事項」記載のとおり、当社は、本買付価格の適正性を判断するにあたり、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関である山田FASから平成27年2月9日に当社の株式価値に関する株式価値算定書を取得致しました。

当社における独立した法律事務所から当社への助言

当社は、意思決定過程における公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、当社及び公開買付者から独立したリーガルアドバイザーとして桃尾・松尾・難波法律事務所を選任し、公開買付けの諸手続を含む取締役会の意思決定の過程、意思決定の方法その他の法的留意点に関して、必要な法的助言を得ております。

当社における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

当社は、平成27年2月10日開催の取締役会において、当社の取締役3名全員が出席し、出席した取締役の全員一致により、上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することを決議致しました。また、当社取締役会は、上記のとおり、本買付価格に関しては山田FASより取得した株式価値算定書に示された評価額のレンジの範囲内に含まれていることから妥当であると考えられるものの、本公開買付けは上場廃止を目的としたものではなく、本公開買付け後も引き続き当社株式を東京証券取引所市場第二部において売却する機会が維持されることから、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、当社の株主の皆様のご判断に委ねることも、併せて決議致しました。加えて、当社は、上記当社の取締役会において、本買収防衛策について、本公開買付けが本買収防衛策に規定する大規模買付行為には該当しないことを承認する旨も、併せて決議致しました。

なお、上記当社の取締役会には、当社監査役3名（うち社外監査役2名）全員が出席し、当社取締役会が上記意見を表明すること、及び、本買収防衛策について、本公開買付けが本買収防衛策に規定する大規模買付行為には該当しないことを承認する旨を決議することに異議がない旨の意見を述べております。

(7) 公開買付者と当社の株主・取締役等との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

公開買付者は、当社の第二位株主である丸紅から、平成27年2月10日付で本公開買付けに応募する旨の誓約書（以下「本応募誓約書」といいます。）を取得しているとのことです。本応募誓約書においては、丸紅が同社の所有する当社株式3,726,500株（所有割合15.78%）のうち、2,541,500株（所有割合10.76%）を本公開買付けに応募する旨を誓約しているとのことです。なお、本応募誓約書では、本公開買付けへの応募に関する前提条件、特別な撤回事由、その他応募株主が本公開買付けに応募しない場合を想定した規定は定められていないとのことです。

4【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	議決権の数(個)
山崎 仁郎	代表取締役社長		-	-
津田 直樹	取締役	営業本部長	19,000	19
原田 孝之	取締役	製造本部長	-	-
松井 大輔	常勤監査役		-	-
平山 博史	監査役		-	-
飯田 成雄	監査役		-	-
計			19,000	19

(注1) 役名、職名、所有株式数及び議決権数は、本書提出日現在のものです。

(注2) 監査役 平山博史及び監査役 飯田成雄の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

5【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】

該当事項はありません。

6【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】

当社は、本買収防衛策を導入しておりますが、平成27年2月10日開催の当社取締役会において、本買収防衛策について、本公開買付けが本買収防衛策に規定する大規模買付行為には該当しないことを承認する旨を決議致しました。

7【公開買付者に対する質問】

該当事項はありません。

8【公開買付期間の延長請求】

該当事項はありません。